

橋本市規則第 26 号

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 5 月 13 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年橋
本市規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の付表を次のように改める。

付表

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合に
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	あっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日
孫の配偶者	
配偶者の父母の配偶者	
配偶者のおじ又はおば	

備考

- 1 忌引は、職員の請求に基づき任命権者が承認した日から始まるものとする。ただし、忌引の期間中には、葬祭の日が含まれるように請求しなければならない。
- 2 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。